

条例の構成項目及び考え方（たたき台）について

※ 法務担当部局とは未調整

項目	考え方	委員意見要旨（推進会議、WG①）
①前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 背景・経緯」及び「2 条例制定の趣旨」などから作成</li> <li>・認知症は誰もが関わる可能性のある病気であり、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症となることが見込まれており、県民一人一人が役割を認識し取組を進めていく必要がある。</li> <li>・本県では認知症に理解の深いまちづくりを進めるため「あいちオレンジタウン構想」を策定し、地域づくりと研究開発の両面から取組を推進してきた。</li> <li>・認知症の人にやさしい地域づくりは、認知症の人だけではなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。</li> <li>・県民が一体となって認知症の人にやさしい地域づくりを推進するため条例を制定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症施策を推進することが、すべての県民にとってやさしいまちにつながる。</li> </ul>
②目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村、県民、事業者等が一体となって、認知症の人が尊厳を保ちながら認知症の人とその家族が幸せに暮らし続けるための施策を推進</li> <li>・認知症に理解の深いまちづくりに「じぶんごと」として取り組む社会の実現に寄与</li> </ul>	
③定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症」</li> <li>・「関係機関等」は、主に「⑨関係機関等の役割」の項目において対象とする機関を規定 認知症に関するの人に関わる医療機関、介護施設、研究機関等 認知症に関するの人に関わる医療及び介護等に携わる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関は認知症の人が関わる全ての機関とすべき</li> </ul>
④基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人の意思が尊重され、地域社会を構成する一員として、認知症の人とその家族が自分らしく暮らし続けることができるよう取り組む</li> <li>・認知症は身近な病気であることを認識し、認知症の予防及び認知症とともにによりよく生きていくための環境整備に「じぶんごと」として取り組む</li> <li>・県、市町村、県民、事業者等が各々の役割を果たすとともに、相互に連携し社会全体で取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防の観点を取り入れるべき</li> <li>・認知症の人だけでなく家族の視点も必要</li> <li>・認知症の人の社会参加を進める内容とすべき</li> <li>・本人、家族の経験が社会に活かされることが必要。また、研究開発に当たって当事者の意見が反映されるといい。</li> <li>・認知症になっても頑張れる「あいち」になるといい。</li> </ul>
⑤県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり施策を実施することを規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり総合的な施策を策定し実施する責務を有する</li> </ul> </li> <li>・市町村が実施する事業に対する県の関わりを規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する認知症施策を支援</li> </ul> </li> </ul>	
⑥市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、関係機関等と連携した施策の推進を規定 <b>努力規定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係機関等と連携し、認知症施策を実施</li> </ul> </li> </ul>	
⑦県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に理解の深いまちづくりへの関わり、県、市町村施策への協力を規定 <b>努力規定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり認知症に対する理解を深め、発症予防に取り組むとともに県、市町村の施策に協力</li> </ul> </li> </ul>	
⑧事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村施策への協力、認知症の人に配慮したサービスの提供、認知症の人が働きやすい環境整備について規定</li> <li>・さらに、認知症の人の家族介護者の就労継続・働きやすい環境の整備の記載を検討 <b>努力規定</b> (参考1 障害者差別解消推進条例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</li> </ul> (参考2 手話言語・障害者コミュニケーション条例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進のため、障害者が利用しやすいサービスを提供し、及び障害者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症の人の就労支援は重要</li> <li>・家族が働きやすい環境づくりの視点も必要</li> </ul>

項目	考え方	委員意見要旨（推進会議、WG①）
⑨関係機関等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適時・適切な医療・介護の提供、研究開発の推進について規定</li> <li><b>努力規定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等は、連携して認知症の容態に応じた適切な医療・介護を提供</li> <li>認知症に係る研究開発の推進及びその成果の普及に努める</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期集中支援チームと警察との連携が難しい。</li> <li>・医療機関間、医療と介護、介護機関間の連携が重要</li> </ul>
⑩施策の総合的計画的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が認知症施策を推進するための計画を策定することについて規定（具体的な取組、目標は本規定に基づく計画において設定し進行管理を行う）</li> <li>・施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を定める</li> <li>計画には施策の基本的な方針、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を記載</li> </ul>	
⑪県民の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行う広報、啓発活動の取組方針について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、関係団体、大学等の教育機関と連携した広報、啓発の実施</li> </ul> </li> <li>（参考 手話言語・障害者コミュニケーション条例）</li> <li>・市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発を行うよう努めるとともに、その学習の機会を確保するよう努めるものとする。</li> <li>（参考2 子どもを虐待から守る条例）</li> <li>・県民に子どもを虐待から守ることの趣旨の周知徹底を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「じぶんごと」をどう伝えるか課題</li> <li>・すみずみまで理解を深めてもらうにはどうするか。</li> <li>・認知症の人が頑張っている情報があるといい。</li> <li>・避難時及び避難所での対応等災害時の情報共有が課題</li> </ul>
⑫地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等が実施する地域活動、見守り体制の整備等の地域づくりに対する県の取組の方針を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関係団体と協力して、認知症に係る地域活動の推進、並びに認知症の人の社会参加の促進及び安全の確保を図る</li> </ul> </li> <li>地域活動：市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などが実施する認知症カフェ、居場所づくり、健康づくりといった活動を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体での認知症カフェの強化を期待</li> <li>・独り歩きの増加に対応できるよう警察と自治体の情報提供の仕組みづくり・連携が必要</li> <li>・災害時の対応が課題（再掲）</li> <li>・本人ミーティングの場が増えるといい。</li> </ul>
⑬医療・介護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の早期診断・早期対応が可能な医療従事者の育成及び確保</li> <li>・認知症の人の介護に関わる専門的な知識及び技能を有する人材の確保</li> <li>・認知症の医療に関わる連携体制の整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症介護指導者の地域展開を進めることが重要</li> <li>・介護環境を良くしていくこと人材育成は重要</li> <li>・医療機関間の連携が重要</li> </ul>
⑭研究開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症予防等の研究における研究機関等の連携に対する県の取組の方針を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の予防、診断、治療に係る研究の促進及びその成果の活用に資するため研究機関、関係大学等の連携を図る</li> </ul> </li> </ul>	
⑮相談支援活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人とその家族に対する相談支援活動に対する県の取組の方針を規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人の意思決定支援に配慮し、認知症の人とその家族その他の関係者に対する相談支援を推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援は重要</li> <li>・認知症の人だけではなく、家族の視点も必要</li> </ul>
⑯財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策を実施するための財政上の措置を規定</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市条例のように具体的事案まで記載するかどうか。</li> </ul>

注) ゴシック体は、今回書き加えた部分